

生活のきまり

I. 服装、頭髪等について

	男子	女子
冬服	<ul style="list-style-type: none"> ・黒の学生服 ※標準マーク入りの学生服 	<ul style="list-style-type: none"> ・紺のセーラー服 ※ネクタイは白、襟の白線は2本
夏服	<ul style="list-style-type: none"> ・白の半袖シャツ（カッターまたは開襟） ・黒のズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・白の半袖シャツ（カッターまたは開襟） ・紺のスカート
ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ・黒色系統で通学にふさわしいもの 	
頭髪等	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生らしい髪型（染色、脱色、パーマ等はしない） ・前髪は目にかかるない程度 ・髪が肩まで伸びたら、ゴム（黒系）で結ぶ 	
靴等	<ul style="list-style-type: none"> ・通学用の靴……………体育時に使用できるもので、あまり華美でないもの ・体育館シューズ……………体育時に使用できるもので、あまり華美でないもの ・校内用シューズ……………体育館シューズを使用 ※R6年度よりスリッパは廃止 ・靴下……………白の無地を基調としたもの（スニーカーソックス不可） ※冬季は黒タイツ着用可（透けない程度の厚さ） <p>※靴等については、高校入試等で使用することを想定して準備する</p>	
体操服	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で指定したもの ※体操服の夏服の上を着る場合、下のシャツは体操服の袖から出ないようにする 	
カバン	<ul style="list-style-type: none"> ・通学用カバンは、教科書類が入るもの 	
名札等	<ul style="list-style-type: none"> ・名札（初回のみ支給）、学年章を所定の場所につける 	
防寒着	<ul style="list-style-type: none"> ・派手でなく、通学にふさわしいもの（判断に迷う時は先生に相談する） ※校舎内での防寒着の着用は不可 ※体調不良等で着用したい場合は、担任の許可をもらう 	
防寒具	<ul style="list-style-type: none"> ・ネックウォーマー、手袋も防寒着と同じ扱い（マフラーは不可） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・制服の下に着る服については、白、黒、灰、茶、紺等の華美でないものを着用する ※夏服の場合、柄がなく、文字等があまり大きくないものを着用する ・服装については、授業にふさわしい服装を基本とする ※3限が体操服の場合は、2限後に更衣し、授業後は制服へ更衣 ※6限が体操服の場合は、5限後に更衣し、授業後は更衣不要（部活動のため） ・行事がある場合は、別途、指示に従う 	

2. 自転車通学について

- (1) 使用許可申請（保護者が申請）を提出すること

※主な記入、添付項目は以下の4項目

- | |
|-------------------------------------|
| ①自転車保険の加入証のコピー（保険料の振り込み書で代用可）【必須】 |
| ②鑑札番号（※鑑札をもらってから記入）【必須】…学校で購入（200円） |
| ③車体番号【必須】 |
| ④防犯登録【必須】 |

- (2) 自転車通学生は、以下の事項を厳守すること

- ①学校での指導に従い、自転車使用の交通規則（道路交通法）を必ず守る。
- ②自転車には、学校が定めた鑑札をつける。
- ③安全のため、必ずヘルメットや反射タスキ（登下校時）を着用する。
- ④雨天時はカッパを着用し、傘さし運転は絶対にしない。
- ⑤自転車置き場に整理して置き、必ず鍵をかける。（二重ロックをする）
- ⑥安全性が危惧される自転車には乗らない。（変形ハンドル、ロードバイク等）

※ノーヘル、二人乗り、夜間の無灯火、併進等の違反行為をした場合、

自転車通学を停止する場合もある。

3. その他

- (1) 休日（長期休暇を含む）については、保護者の責任において指導する。

- (2) 欠席の場合は、保護者が学校に連絡をする。

- (3) アルバイトは原則禁止とする。

- (4) 学校へ不要物、危険物、不要な金銭等は持てこない。

不要物の例	危険物の例
マンガ、雑誌、トランプ類、携帯電話（スマートフォン）、ゲーム機、音楽プレーヤー、お菓子類、香水、匂いの強い制汗スプレー、ライター等	カッター等

・貴重品は朝の学活で担任に預ける。

・アクセサリー（指輪、ブレスレット、ピアス、ネックレス等）を禁止する。

・化粧（色つきのリップ、カラーコンタクト、アイプチ等を含む）を禁止する。

- (5) メール、LINE、SNS、ゲーム等でのメッセージのやり取りは、保護者の管理下で、
午後9時までとし、マナー、ルールを厳守する。（豊後高田市共通）

- (6) 無断外出、友人等の家での外泊は絶対にしない。

- (7) カラオケボックス、ゲームセンター、大型商業施設、遊技場等の利用は保護者同伴とする。

田染中学校の全生徒が、気持ちよく学校生活を送るために「生活のきまり」があります。自分のわがまま周囲の人に不愉快な思いをさせることのないように、お互いがルールを守って生活しやすい環境をつくりましょう。